

兵庫県公報

平成16年3月31日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

| | |
|---------------------------|-----|
| 監査委員公告 | ページ |
| ○行政監査の結果に係る措置結果について | 1 |

監査委員公告

平成16年3月31日

兵庫県監査委員

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 掛 | 水 | 須 | 美 | 枝 |
| 天 | 宅 | 陸 | 行 | |
| 門 | | 康 | 彦 | |
| 前 | 川 | 清 | 壽 | |

行政監査の結果に係る措置結果について

平成15年6月10日付けで公表した行政監査の結果に対し、知事、教育委員会委員長及び公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成16年3月12日から3月16日の間にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成15年6月10日付け行政監査報告に係る措置

行政監査「公益法人等に対する指導監督等について」

1 県が所管する公益法人に対する指導監督事務

| 問題点・指摘事項等 | 対応及び改善策 |
|---|--|
| <p>(1) 民法、県規則等による指導監督事務</p> <p>ア 各種報告書類の提出について</p> <p>(7) 事業計画書・収支予算書の提出について 平成13年度の事業計画書及び収支予算書を期限内に提出していない法人が半数以上あり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業計画書で7法人、収支予算書で8法人ある。</p> <p>(イ) 事業報告書・収支計算書の提出について 平成12年度の事業報告書及び収支計算書を期限内に提出していない法人が半数近くあり、さらに平成14年11月末現在、未提出の法人が事業報告書で9法人、収支計算書で8法人ある。</p> <p>事業計画書・事業報告書等の各種報告書類は、法人の実態を的確に把握する上で重要な役割を果たすものであるため、期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を強化されたい。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>該当3法人のうち、1法人については設立許可の取消しを行い、2法人からは、報告書類の提出があった。</p> <p>平成15年度においては、これら報告書類はすべての法人から提出されているところであり、今後とも一層の指導に努めていく。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>平成13年度事業計画書は該当5法人のうち2法人から、平成13年度収支予算書は該当6法人のうち3法人から、平成12年度事業報告書は該当6法人のうち4法人から、平成12年度収支計算書は該当6法人のうち4法人から提出があった。</p> <p>また、改めて、事業計画書・事業報告書等の期限内の提出について、所管の全法人に対して平成15年7月23日付け文書により指導するとともに、未提出の法人に対しては、個々に提出の督促を行ったところである。</p> <p>各種報告書類の期限内提出について、今後とも時期に応じて所管法人に対して引き続き指導するとともに、提出しない法人があった場合には個別に指導を徹底していく。</p> |
| <p>イ 立入検査について</p> <p>(イ) 例規の改正について</p> <p>国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人の設立及び監督に関する事務処理については、「警察関係公益法人監督事務処理要領」（昭和61年兵警務例規第1号。以下、「警察要領」という。）で定められており、指導監督体制の充実等通知に基づき警察要領中、立入検査実施票（チェックリスト）の改正等、例規の整備が必要となるが、平成14年11月末現在、改正が行われていない。</p> <p>警察要領の改正手続を遅滞なく行われたい。</p> | <p>(公安委員会)</p> <p>平成15年3月24日、警察関係公益法人監督事務処理要領の制定について（昭和61年兵警務例規第1号）の一部を改正し、立入検査実施票を公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日付け閣僚会議幹事会申合せ）に定める検査票（チェックリスト）に改める等所要の整備を行った。</p> |
| <p>(ウ) 措置結果報告等について</p> <p>文書課及び教育委員会総務課が平成13年度に立入検査を実施し文書で改善を求めた法人は、113法人で、このうち指摘事項に対する措置結果報告が未提出の法人は、平成14年11月末現在、51法人（45.1%）ある。また、指摘文書の送付が立入検査の実施から3か月以上を要しているものが見受けられた。</p> <p>速やかに指摘文書を送付するとともに、措置結</p> | <p>(知事部局)</p> <p>対象49法人からの措置結果報告については、すべて提出を受けた。</p> <p>また、平成15年度においては、指摘文書の送付は、すべて検査後1月以内に行っている。</p> <p>今後とも速やかな措置結果報告の指導等に努めていく。</p> <p>(教育委員会)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>果の報告を求められたい。</p> | <p>平成15年度においては(平成16年1月末日現在)、注意を喚起するために文書による結果通知(法人の報告義務なし)を行ったものがあるが、検査後おおむね平均3週間で通知しており、3ヶ月以上を要したものはない。なお、平成15年度においては改善を勧告した法人(法人の報告義務あり)はなかった。</p> <p>該当2法人については、提出を受けていないが、今後も、検査実施後の事務処理を迅速に行うよう努めるとともに、さらに、より適正な運営を必要とする法人については改善を勧告するなど厳正に対応していく。</p> |
| <p>ウ 休眠法人に対する指導について</p> <p>「休眠法人の整理に関する要綱」に基づき文書課所管法人で休眠法人として認定している法人が平成14年11月末現在、1法人あり、設立許可の取消し手続中ではあるものの、活動を停止してから、相当の期間が経過している。</p> <p>引き続き休眠状態の早期の把握に努め、休眠法人の整理について速やかに事務処理を進められたい。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>当該法人については、平成15年2月に設立許可の取消しを行った。</p> |
| <p>(2) 指導監督基準等による指導監督事務</p> <p>ア 事業費の総支出額に占める割合について</p> <p>指導監督基準等では、当該事業の規模は可能な限り総支出額の2分の1以上とすることが求められており、2分の1未満の法人については当該法人の実態を踏まえつつ当該事業を拡大するよう指導する必要があるとされている。本県所管の公益法人では、事業費の総支出額に占める割合が2分の1未満の法人が、616法人中294法人(47.7%)ある。</p> <p>法人の実態を踏まえ、事業費の拡大について引き続き指導されたい。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>該当する法人に対しては、より積極的な公益事業の実施とともに、事業費・管理費の適正な会計区分等を指導している。</p> <p>今後も、事業費の拡大や管理費の削減について、法人の実態を踏まえ指導する。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>平成13年度公益法人概況調査で該当する法人に対しては、平成15年7月23日付け文書により国の指導監督基準に沿った適正な運営に努めるよう通知したところであり、また立入検査の際にも当該法人に対して指導に努めているところである。</p> <p>今後も、法人の実態を踏まえた上、事業費の拡大及び管理費の削減について引き続き指導する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>事業の規模が総支出額の2分の1を超えていない法人について、公益事業の規模の拡大について指導している。</p> |
| <p>イ 管理費の総支出額に占める割合について</p> <p>指導監督基準等では、合理的な経営により管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、何が過大であるかを把握し、経費の削減を図るよう、適切な指導を行うこととされている。</p> <p>本県所管の公益法人では、管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超える法人が、616法人中42法人(6.8%)ある。</p> <p>法人の実態を踏まえ、管理費の削減について引</p> | <p>(知事部局)</p> <p>該当する法人に対しては、より積極的な公益事業の実施とともに、事業費・管理費の適正な会計区分等を指導している。</p> <p>今後も、事業費の拡大や管理費の削減について、法人の実態を踏まえ指導する。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>平成13年度公益法人概況調査で該当する法人に対しては、平成15年7月23日付け文書により国の</p> |

き続き指導されたい。

指導監督基準に沿った適正な運営に努めるよう通知したところであり、また立入検査の際にも当該法人に対して指導に努めているところである。

今後も、法人の実態を踏まえ、事業費の拡大及び管理費の削減について引き続き指導する。

ウ 理事の構成について

指導監督基準等では、理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下に、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下にするよう求められている。

本県については、同一親族の理事が当該法人の理事数の3分の1を超える法人が12法人、特定企業関係者の理事が3分の1を超える法人が8法人、所管官庁である県の職員出身の理事が3分の1を超える法人が9法人、同一業界関係者の理事が2分の1を超える法人が111法人ある。

一律に指導監督基準等を適用して改善することは、直ちには困難であると思われるが、指導監督基準等で、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。

(知事部局)

該当する法人については、法人の運営が特定の者や団体等の利益のために行われる状況にはない。なお、法人の実態を踏まえ、指導監督基準等における理事の構成割合の趣旨に沿った運営がなされるよう、指導に努める。

(教育委員会)

平成13年度公益法人概況調査で該当する法人に対しては、平成15年7月23日付け文書により国の指導監督基準に沿った適正な運営に努めるよう通知し、理事構成割合が定められている趣旨を周知したところであり、また立入検査の際にも当該法人に対して指導に努めているところである。

今後も、理事の改選時期等を見計らって検討するよう、所管法人に対して、引き続き指導に努める。

(公安委員会)

兵庫県警察互助会については、公益法人の設立許可及び指導監督基準及びその運用指針に基づき、所管する官庁出身者以外の者を監事としている。

エ 情報公開等について

(7) 情報公開の実施について

指導監督基準等によると、定款又は寄附行為、役員名簿、事業報告書、収支計算書等の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備え、原則として、一般の閲覧に供することとしているが、本県の公益法人では、閲覧のため主たる事務所に資料が整備されていない法人が、616法人中43法人(7.0%)ある。

情報公開を実施するよう指導されたい。

(知事部局)

閲覧のための資料は、平成15年度において全所管公益法人に整備されている。

今後も、閲覧資料の整備を含め、法人が積極的に情報公開を実施するよう指導する。

(教育委員会)

全法人に対して、平成15年7月23日付けで文書で情報公開の必要性を周知するとともに、資料の整備について改善するよう指導したところであり、立入検査の際にも情報公開のための資料の整備を図るよう指導しているところである。

引き続き立入検査等で情報公開の必要性を説明し、情報公開に向けて資料の整備を図るよう所管法人を指導する。

(公安委員会)

平成14年3月末現在、全法人が実施している。

(4) インターネットによる情報公開について

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日付け閣僚会議幹事会申合せ)が国から通知され、所管官庁は、関係公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料をインタ

(知事部局)

ホームページを開設した法人は、平成15年10月1日現在183法人(44.0%)となっている。

今後も立入検査等において、法人の実態を踏まえ、インターネットによる情報公開に積極的に取り組むよう要請する。

| | |
|---|---|
| <p>一ネットにより公開するよう要請することとされた。</p> <p>本県でも、所管公益法人に対して、ホームページの開設による業務、財務等に関する資料の情報開示を要請しているが、ホームページを開設していない法人が、616法人中472法人(76.6%)ある。</p> <p>所管公益法人の規模が様々である現状を鑑みると、一律に適用するのは困難であると思われるが、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう引き続き要請されたい。</p> | <p>(教育委員会)</p> <p>ホームページを開設した法人は、平成15年10月1日現在53法人(28.6%)となっている。</p> <p>全法人に対して、平成15年7月23日付け文書でインターネットによる業務及び財務等に関する資料の公開を進めるよう再度周知するとともに、立入検査の際にも要請している。</p> <p>今後も、立入検査等において、法人の実態を踏まえ、インターネットによる情報公開に積極的に取り組むよう要請する。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>平成16年1月末現在、9法人中4法人がインターネットによる情報公開を実施しており、インターネットによる情報公開を実施していない5法人に対しては、インターネットによる情報公開を実施するよう指導している。</p> |
| <p>オ 互助・共済団体等における外部監事の導入について</p> <p>構成員相互の利益を図ることを主たる目的(事業)とした互助会、共済会、同窓会等の互助・共済団体等の法人については指導監督基準等により、外部の者を監事とすることが特に求められている。</p> <p>本県においては、互助・共済団体等に該当する24法人のうち、外部の者を監事としていない法人が21法人ある。</p> <p>互助・共済団体等の法人に対し、外部監事の導入に向けて、引き続き指導されたい。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>該当する法人のうち外部監事未導入の法人に対し、導入に向け、引き続き指導する。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>互助・共済団体等で外部監事を導入していない法人に対して、外部監事を導入するようその必要性について、平成15年7月23日付け文書で周知したところである。</p> <p>既に外部監事を導入している法人もあるが、外部監事未導入の法人に対し、外部監事の導入について検討するよう、引き続き指導する。</p> |
| <p>意見</p> <p>公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図っていくことが、県民の福祉の増進にもつながることから、所管官庁による各法人に対する適切な指導監督が求められている。</p> <p>本報告書では、公益法人の指導監督上問題となる点を記述したが、これらを踏まえ、より一層適切な指導監督が行われることを望むものである。</p> | <p>(知事部局)</p> <p>ここ数年来、公益法人制度の根幹にかかわる議論が展開されており、公益法人を取り巻く社会環境は目まぐるしく流動化している現状にあるが、所管公益法人においては、このような状況に動揺することなく、堅実な公益活動に取り組み、県民福祉の向上の促進に寄与するよう、指導監督を行っていく。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>公益法人制度については、現在、国においてその抜本的な改革が検討されているところであるが、国の指導監督基準等に沿って所管公益法人に対し個々の法人の実態を十分に踏まえながら、指導監督を行っていく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>公益法人の健全な運営を図るため、より適切な指導監督に努める。</p> |

2 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務

| 問題点・指摘事項等 | 対応及び改善策 |
|--|---|
| <p>(1) 主務課の指導監督事務</p> <p>ア 会計面の指導監督について 各主務課の監査を実施したところ、法人に対する指導監督は、県委託事業、補助事業等の事業内容等、経営面の指導監督が中心となっており、法人の会計面についてこれまで指導を行ってきた主務課はごく少数であり、多くは法人の自主性に委ねている。</p> <p>イ 県関係団体会計事務指導・支援マニュアルについて 今回、一連の不祥事等を契機として、県は、県関係団体の現地調査を行い、その結果等を踏まえて平成14年10月に「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を作成し、これを関係各主務課に配布し、県が出資等する公益法人等その他県関係団体の会計事務等について指導・支援を行うこととしている。平成14年12月の主務課監査の時点では、決算時期との関係等もあり、法人に対する会計面での具体的な指導はまだ行われていなかった。 主務課においては、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、法人に対する効果的な指導に努められたい。</p> | <p>(知事部局) 法人の平成15年度予算編成時や平成14年度決算時期に、出納事務局の支援を得て、主務課による「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した会計指導を行った。 また、このマニュアルを活用した主務課による指導の一層の充実を図るため、平成15年度に出納事務局内に主務課の会計指導を支援する職員を配置し、法人の役職員や主務課職員を対象に、公益法人制度や会計基準、税法等の事務に係る情報提供や研修を実施したところである。 今後も効果的な会計指導に向けた取組みを推進する。</p> <p>(教育委員会) 協会に対する会計事務の効果的な指導を推進するため、委託事業実績報告書の内容確認だけでなく、予算・決算時において「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、事務改善に向けた指導に努めている。</p> <p>(公安委員会) 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用し、法人の会計面に対する指導を行った。</p> |
| <p>(2) 法人の内部統制等</p> <p>ア 内部けん制制度について</p> <p>(7) 職場研修について 内部けん制制度の柱であるチェック機能が円滑に機能するためには、組織の長や職員が高いモラルや倫理観を持つことが必要である。大半の法人では不祥事防止のための研修をはじめモラルや倫理観の向上のための研修が行われていない。 法人単位、職場単位での研修を実施するよう指導されたい。</p> | <p>(知事部局) 法人単位、職場単位での不祥事防止やモラル、倫理観向上のための研修の実施を指導し、改善を図った。 また、複数団体による共同研修の実施、全国団体等が主催する研修機会の活用についても指導した。</p> <p>(教育委員会) 職員のモラルの向上と適正な業務の遂行を図るため、協会内で職場単位の研修会を開催し、その都度、計画書及び報告書の提出を求めている。</p> <p>(公安委員会) 倫理研修を実施するよう指導している。</p> |
| <p>(イ) 経理担当職員等の長期在職について 経理担当職員等が5年目以上の長期在職となっている法人が、対象とした30法人のうち、22法人あり、中には20年以上の長期在職となっている法人も7法人ある。 長期在職が即不祥事に結びつくものではないが、不祥事の多くが引継ぎ時に発覚していること等から、ある一定の年限で職員の異動を行い、職員が同一職場で同一業務を長期間担当することを避け</p> | <p>(知事部局) 平成15年度の異動により、可能な限り経理担当業務の交代を図ったほか、施設の所在地や業務に要する専門的知識・経験等の関係で、担当業務のローテーションが困難な法人については、複数職員で経理業務を担当するなどにも努め、一層の内部けん制制度の確保を図るとともに、今後とも、長期在職とならないよう指導する。 また、内部けん制体制の確保を図るため、団体</p> |

る措置が望まれる。

なお、諸般の事情により経理担当職員等の異動が困難な場合は、内部けん制体制を担保するため、定期的あるいは随時に理事等による業務検査を行うよう法人を指導されたい。

自らが「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用し、会計事務の点検・指導を行うよう理事等への指導を行う。

(教育委員会)

協会職員の人事異動は諸般の事情で難しく、内部けん制体制を確保するため、定期的あるいは随時に協会担当役員、顧問会計士による業務監査を行うよう指導している。

(ウ) 会計事務等について

a 銀行印の保管等

① 銀行印と通帳について、それぞれ別の保管責任者を定め、金庫等鍵のかかる場所で別保管することが望ましいが、多くの法人はこれを行っていない。

(知事部局)

銀行印と通帳は、それぞれ別に保管するよう改めるとともに、それぞれ別の保管責任者を定め、施錠確実な金庫に保管するよう指導し、改善を図った。

(教育委員会)

銀行印と通帳について、それぞれ別の保管責任者を定め、金庫に保管するよう指導している。

(公安委員会)

銀行印と通帳について、それぞれ別保管するよう指導し、改善されている。

② 普通預金の出金に当たり、担当者が出金用紙を作成し、決裁後、出納主任等責任者が銀行印を押印することが望ましいが、同一担当者が押印を行っている法人がある。

(知事部局)

出金用紙の作成、押印を同一担当者が行っていた法人については、会計処理規程等の見直しにより、出納責任者が支出伝票等と突合したうえで押印するよう指導し、改善を図った。

(教育委員会)

出金伝票は担当者が作成し、決裁後、出納役等責任者が銀行印を押印するよう指導している。

(公安委員会)

出金用紙の作成と銀行印の押印は、それぞれの担当者が行うよう指導し、改善されている。

③ 銀行印として、出納印だけでなく出納役等責任者の個人印を副印として一緒に登録を行うことが望ましいが、多くの法人はこれを行っていない。

(知事部局)

適正な出納管理を図るため、出納責任者の印等を副印として登録することを指導しているが、銀行によっては、副印届の制度が廃止又は対応していない場合もあり、そうした場合には、出納印の管理体制の厳格化を図ることで対応していく。

(教育委員会)

副印の登録が可能な金融機関については、出納役等責任者の個人印を副印として一緒に登録するよう指導している。

(公安委員会)

専務理事等の個人印を副印として登録するよう指導している。

| | |
|--|--|
| <p>b パソコン・バンキング等 支払い方法の多様化により、パソコン・バンキング、ファックス・バンキングにより、業者等への支払いを行っている法人が増加している。しかしながら、小切手や普通預金による出金に比べ、手続を簡略化し過ぎ、担当者のみで出金手続を完結させている法人がある。</p> | <p>(知事部局) 支出決定書とパソコンバンキング振込依頼書及び振込済通知書の突合を複数職員でその都度行うなど、支出手続の厳格化を図るよう指導している。</p> |
| <p>c 物品の発注 消耗品、事務用品の発注に際して、法人としての意思決定をとらず、担当者かざりて電話やファックス等により発注している法人がある。</p> | <p>(知事部局) 消耗品等の発注についても、経理責任者の決裁による意思決定を必要とするよう改善を図った。</p> <p>(公安委員会) すべての物品の発注について意思決定をとるよう指導し、改善されている。</p> |
| <p>d 月次残高の照合 不祥事の防止については、担当職員以外の管理監督職員等が、普通預金及び定期預金等残高と元帳・試算表等との照合を毎月、定期的に行うことが望ましいが、これを行っていない法人がある。</p> | <p>(知事部局) 担当職員以外の管理監督職員による預金残高と元帳等との照合等を定期的実施するよう指導を行い、改善を図っている。</p> <p>(教育委員会) 担当職員の立ち会いの下に普通預金及び定期預金残高と元帳・試算表等との照合を毎月、定期的に行うよう指導している。</p> <p>(公安委員会) 専務理事等が、普通預金及び定期預金等残高と元帳・試算表等との照合を毎月、随時行うよう指導し、改善されている。</p> |
| <p>e 法人支部の検査・指導 会計機能のある支部を持つ法人については、法人本部から支部への検査・指導を行うことが望ましいが、これを行っていない法人がある。</p> | <p>(知事部局) 支部から試算表等の経理状況に係る書類を定期的に提出させ、本部においてチェックを行うよう指導し、改善を図っている。</p> <p>(教育委員会) 協会施設ごとに会計機能を有していることから随時協会事務局から各施設への検査・指導を行うよう指導している。</p> |
| <p>会計事務等に係る内部けん制上の問題点について法人を適切に指導されたい。</p> | |
| <p>内部けん制制度の整備と運用については、理事がその責任を負っているものであり、誤びゅうや不正防止等のため、今後も内部けん制制度の機能向上に努めるよう指導されたい。</p> | <p>(知事部局) 内部けん制体制の確保を図るため、団体自らが「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用し、会計事務の点検・指導を行うよう指導を行う。</p> <p>(教育委員会) 理事が担っている職責の重大性を鑑みて、協会役員及び幹部職員に現状把握と内部けん制制度の重要性について、理解を促している。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(公安委員会) 専務理事等による普通預金及び定期預金等残高と元帳・試算表等との照合を毎月及び随時に行い、チェック機能の向上を図っている。</p> |
| <p>イ 内部監査制度について</p> <p>① 調査対象とした30法人のうち、専任の監事を置いている法人は8法人であり、残りの22法人は他に本務の職を持つ兼務の監事のみとなっている。</p> <p>② 監事が行う決算監査の時間は、決算監査の実施時間が2時間未満の法人が半数以上の17法人であり、3時間未満では27法人と大半を占めており、1時間未満の法人も3法人ある。</p> <p>③ 監事が中間監査を行っている法人は5法人であり、例月(毎月)監査を行っている法人は8法人で、残りの18法人は年1回の決算監査のみである。</p> <p>上記①、②、③にあるように、法人の多くの監事が兼務の監事であること等から、現状は会計監査等に多くの時間を充てることができていない。</p> <p>会計監査の充実資するため、監事の専任化等監事の職責を全うできる体制づくりについて検討するよう指導されたい。</p> | <p>(知事部局) 一部の法人において新たに監事の専任化を図ったほか、専任監事を置くことが困難な法人等には、複数担当者によるダブルチェック等の内部けん制機能の向上、法人職員等による監事事務の補助の検討を指導した。</p> <p>また、県においては、法人の決算時期等において、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した主務課による会計事務の点検・指導を支援するための体制整備を図り、監事事務の補完にも努めている。</p> <p>(教育委員会) (監事の専任化は困難なことから)顧問会計士及び主務課の支援の下に、協会の職員が監事の事務を補助するとともに、県出納事務局会計課の指導・助言を受けながら、監事の職責を全うできる体制を整えるよう指導している。</p> <p>(公安委員会) 財団法人暴力団追放兵庫県民センターは、経費等の問題から監事を専任化することは困難であることから、法人職員に監事の事務を補助することにより監事監査の充実を図るよう指導している。</p> |
| <p>ウ 外部監査について</p> <p>外部監査については指導監督体制の充実等通知の中で、「各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査(外部監査)を受けるよう要請する。」とあり、これを受けて国は都道府県に対し同様の措置を講ずるよう要請している。</p> <p>今回、調査対象の30法人のうち、公益法人は25法人であるが、この基準に該当するものが平成13年度決算ベースで14法人となっており、うち外部監査を受けている公益法人は1法人のみである。</p> <p>なお、調査対象の30法人ベースでは、他に公認会計士による検査を受けている法人も2法人あり、公認会計士・税理士による会計指導・税務指導等を受けている法人は23法人である。</p> <p>外部監査の実施については、費用等の問題があり、全ての法人に導入することは困難であると思われるが、公認会計士等による外部監査あるいは検査を受ける方向で検討するよう指導されたい。</p> | <p>(知事部局) 外部監査は、法人の会計事務の透明性の向上を図ることから、法人の事業規模等を踏まえつつ、引き続き導入に向けた検討を指導するとともに、導入には費用等の問題もあり、その実現が困難な場合には、公認会計士等によるスポット診断やアドバイザー契約等、会計指導の頻度を高める措置を指導していく。</p> <p>(公安委員会) 外部監査を受けるよう指導している。</p> |
| <p>意見</p> <p>ア 主務課はこれまでのところ法人の経営面を中心に指導を行っているが、今後は会計面について</p> | <p>(知事部局) 平成15年度に、主務課による「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した会計指導</p> |

も「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、効果的な会計指導に努める必要がある。そのため、複式簿記を前提とする公益法人会計等の会計事務について有効な研修体制を構築されたい。

を支援する体制整備を図るとともに、法人の役員や主務課職員を対象とした公益法人制度や会計基準、税法等の事務に係る情報提供や研修を実施したところであり今後も効果的な会計指導に向けた取組みを推進する。

(教育委員会)

出納事務局主催の研修会への参加や、教育委員会内関係課による研修会を実施する外、担当者自らが簿記の基礎知識をはじめ公益法人会計に関する知識習得に努め、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した効果的な会計指導が実施できるよう体制づくりを努めている。

(公安委員会)

公益法人会計事務の研修体制について検討中である。

イ 法人の内部統制の強化のためには、一つの柱である内部けん制制度についての責任を負っている理事の役割が重要である。法人に対する今回の調査で、理事自ら内部けん制について高い意識を持っている法人ほど、職員もまた内部けん制に対する高い意識を持って事務処理を行っていることがうかがわれたことから、理事の内部けん制に対する意識が更に醸成されることを期待するものである。

(知事部局)

理事等役員の意識啓発のため、不祥事をテーマとする複数法人による共同研修会の開催にも取り組んだところであり、今後もこうした機会を通じて、理事の内部けん制に対する意識の向上を図っていく。

(教育委員会)

理事に対しその役割と責任の重さを十分に理解いただき、所属長会議等において、内部けん制制度の重要性を説明し、内部けん制のあり方について自己評価を行うなど意識の醸成を図っている。

(公安委員会)

内部けん制制度に対する意識を更に醸成するため専務理事等に対する指導を行う。

ウ 内部けん制を確保する有効な方策として職員の配置転換等があるが、小規模な法人では職員数のうえから配置転換等により相互けん制を行うことは困難である。平成15年度で一部の法人間で事務局の一元化が図られており、この成果を参考として、小規模法人における事務局又は事務の一元化又は共同化について、業務の類似性や地域性も考慮しつつ、導入の可否につき検討のうえ指導されたい。

(知事部局)

一部の法人間において、事務局の一元化に取り組んだところであり、この取組みの成果を参考として、業務の類似性や地域性も考慮しつつ、導入の可否を検討し、必要な指導を行っていく。

(教育委員会)

教育委員会が所管する団体には、体育協会と類似する事業を実施している団体が存在せず、他団体との一元化又は共同化の対象となるような事務もない。

(公安委員会)

法人の目的、地域性、規模等を検討の上、指導に努める。

エ 内部統制のもう一つの柱である内部監査制度は法人の監事によって運営されており、このうち会計監査は法人の適正な業務運営を担保するうえ

(知事部局)

法人の会計監査の充実に資するため、可能な限り監事の専任化を図ったほか、専任監事を置くこ

で大きな役割を担っているが、本報告書に記述したとおり、法人の監事の多くが兼務の監事であり、このことが主たる理由であると思われるが、監事による決算監査の時間は非常に短く、また、監事が例月（毎月）等監査を実施している法人も少ない状況となっている。

また、今回調査対象とした30法人には監事の事務を補助する職員は配置されておらず、監事が直接法人の監査を執行している。

このような状況での内部監査制度の強化のための方策として、①法人に複数人設置されている監事の1人を専任化（週3日程度の常勤化）すること（小規模法人にあつては、同一人を複数法人の監事とすることにより専任化に近い形を採る方法もあると思われるので、併せて検討のこと）②監事の専任化が困難な場合、法人の職員に監事の事務を補助させること等により監事監査の充実を図り、重い責任を担っている監事の職責を全うできる体制づくりについて検討のうえ指導されたい。

とが困難な法人等には、複数担当者によるダブルチェック等の内部けん制機能の向上、法人職員等による監事事務の補助の検討などによる内部監査制度の強化を指導した。

また、団体自らが「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を積極的に活用し、会計事務の点検・指導を実施するよう、指導を行う。

さらに、県においては、法人の決算時期等において、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した主務課による会計事務の点検・指導を支援するための体制整備を図り、監事事務の補完にも努めているところであり、今後とも、こうした取組みを通じて、内部監査制度の強化を図っていく。

（教育委員会）

（監事の専任化は困難なことから）法人の職員が監事の事務を補助することにより、監事監査の充実を図り、重い責任を担っている監事の職責を全うできる体制を整えるよう指導している。

（公安委員会）

財団法人暴力団追放兵庫県民センターは、経費等の問題から監事を専任化することは困難であることから、内部けん制制度機能の強化を指導するとともに、警察本部総務部会計課、公認会計士等による指導を受けているところであり、さらに、法人職員に監事の事務を補助させること等により、監事監査の充実を図るよう指導している。